

千葉市市民栄誉賞要綱

(市民栄誉賞)

- 第1条 市長は、広く市民に敬愛され、市民に明るい希望と誇りを与えるとともに、千葉市の名を高めることに特に顕著な業績のあったものに対し、その栄誉を讃えるため、千葉市市民栄誉賞（以下「栄誉賞」という。）を贈るものとする。
- 2 栄誉賞は、表彰状及びトロフィーとする。
 - 3 栄誉賞を贈るにあたっては、記念品を添えることができる。

(補則)

第2条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総合政策局長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

千葉市市民栄誉賞事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、千葉市市民栄誉賞要綱の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の対象

栄誉賞は、スポーツ、芸術、学術、文化等の分野において特に顕著な業績があったと認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。

- (1) 本市内に在住し、又は在住していた者
- (2) 本市内において主に活動している団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか本市にゆかりがあるもの

3 選定基準

栄誉賞の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) オリンピック、世界選手権などの世界的規模の大会で顕著な成績を収めたもの
- (2) 世界的規模の芸術、学術、文化コンクール等で顕著な成績を収めたもの
- (3) その他特に顕著な業績のあったもの

4 欠格条項

前2条の規定により栄誉賞の対象となるものであっても、市民感情にそぐわないと認められるときその他特別の理由がある場合には、栄誉賞を贈らないことができる。

5 取消条項

市長は、この要領による栄誉賞を受けたものがその責めに帰すべき行為により著しくその名誉を失ったと認められるときは、その栄誉賞を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。